

<対策のポイント>

農林漁業の成長産業化を進め、農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、**農林漁業者等が取り組む6次産業化、農業生産関連事業における事業再編等及び食品等流通事業者が取り組む流通合理化**に対し、**出資等による支援**を実施します。

<政策目標>

- 6次産業化の市場規模の拡大（7.1兆円〔平成29年度〕→10兆円〔令和2年度まで〕）
- 農業生産関連事業者の事業再編等による良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化

<事業の内容>

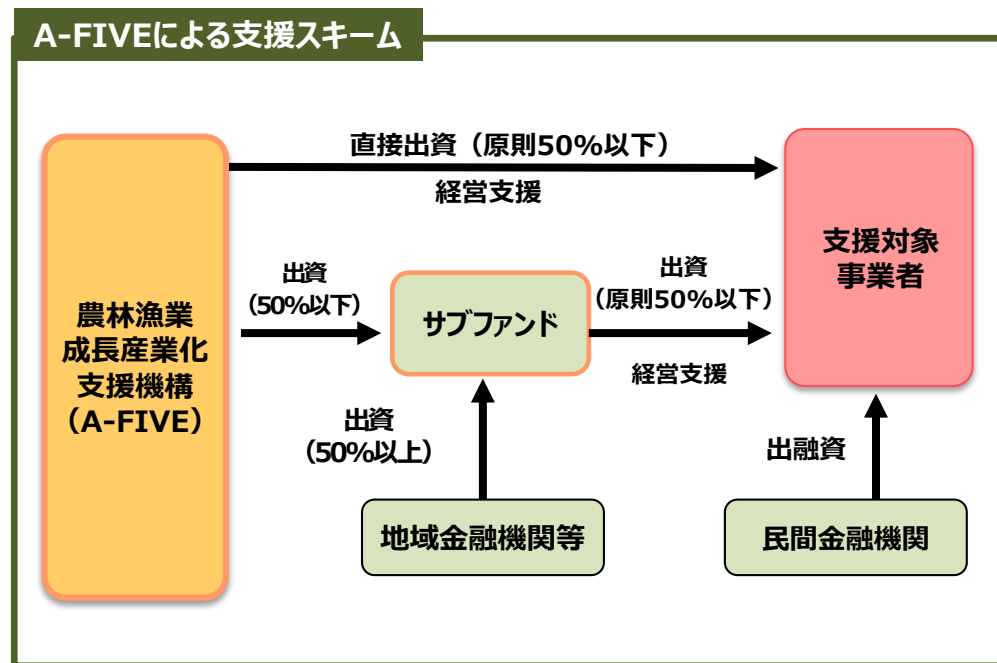
1. 支援対象

- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた、農林漁業を営む法人又は6次産業化事業体（農林漁業者と2次・3次産業の事業者による合併会社）等
- ② 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた農業生産関連事業者（対象事業は以下のとおり）
 事業再編：農業資材の卸売及び小売事業、肥料、農薬、配合飼料の製造事業、飲食料品の卸売、小売、製造事業
 事業参入：農業用機械製造事業（部品製造、農業用機械の利用促進に関する取組を含む）、農業用ソフトウェアの供給に関する事業、種苗生産卸売事業
- ③ 食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けた食品等流通事業者

2. 支援条件

出資比率：議決権ベースで原則50%以下
 支援期間：上記①：最大15年
 上記②・③：5～7年程度

<事業イメージ>



※出資に当たっては、農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）等による審査があります。